

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和6管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年6月24日

山形県知事 吉村 美栄子

ずわいがに日本海系群B海域に関する令和6管理年度（令和6年7月1日から令和7年6月末日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
106 トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分量
山形県ずわいがに漁業	106 トン